

総務大臣 氏 名 殿

都（道府県）知事 氏 名

印

経営健全化計画策定報告書（概要）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第5条第2項の規定により、都（道府県）内の市町村（及び特別区）より、経営健全化計画を定めたとの報告があったので、次のとおりその概要を報告します。

記

地方公共団体の名称 経営健全化計画の概要	()	()
1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因		
2 計画期間		
3 経営の健全化の基本方針		
4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策		
5 4の方策に係る収入及び支出に関する計画		
6 各年度ごとの資金不足比率の見通し		
7 その他経営の健全化に必要な事項		

備考 「地方公共団体の名称」欄に特別会計の名称を括弧書きすること。